

長岡技術科学大学基金事業計画

本学における学生支援及び教育研究活動の充実発展に寄与することを目的として以下の事業を実施する。

1. 修学支援事業 【修学支援基金】

経済的理由により修学が困難な学生等に対する次の支援を行う

- (1) 入学料、授業料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他の経済的負担の軽減
 - ・ 授業料等の経済的支援
- (2) 就学・生活に係る資金の給付
 - ・ 家計急変者（家計支持者死亡等）への支援
- (3) 海外への留学に係る費用負担
 - ・ 海外実務訓練に係る渡航費支援
- (4) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント等に係る経費負担
 - ・ 学内ワークスタディに係る経費支援

2. 教育研究支援事業 【教育研究支援基金】

教育研究活動の活性化及び学生の支援並びにその環境の整備充実に対する次の支援を行う

- (1) 研究活動の支援
 - ・ 教員の研究活動に対する支援
- (2) 教職員の資質向上等支援
 - ・ 教職員の研修費用に対する支援
- (3) 学生の修学、就職活動、課外活動の支援
 - ・ 成績優秀者等に対する支援
 - ・ 学生の就職活動支援
 - ・ 学生の課外活動支援
 - ・ 上記1（1）～（4）に対する支援
- (4) 福利厚生への支援
 - ・ 学生・教職員の福利厚生事業に係る経費支援
- (5) その他
 - ・ 上記（1）～（4）のほか、学長が教育研究支援のために必要と認める支援

長岡技術科学大学基金運営委員会において、各年度の事業計画等を審議・決定し、その決定に基づき支出する。